# ◆前払式支払手段の名称 モー子カード

#### ◆チャージ限度額

チャージ上限額は50,000円です。

### ◆有効期限

最終のご利用又はご入金日から5年間となります。

ただしモー子カードに電子マネーの残高があり、お客様からの申告があった場合、最有効化を行います。 申告の際には必ずモー子カードをご持参ください。

# ◆お問合せ窓口

株式会社ビッグ富士 お客様係

〒438-0816 静岡県磐田市宮之一色988-3

TEL 0120-598988(日祝除く 9時~夕方5時)

#### ◆使用することのできる場所

エブリィビッグデー全店でご利用可能です。

## ◆利用上の注意

- (1)換金、返金、払い戻しはできません。
- (2)カードの紛失・盗難などによって失われた電子マネー残高について、当社は一切の責任を負いません。

#### ◆電子マネー残高を確認する方法

電子マネー利用時のレシート、チャージ機、及び専用WEBページにて照会いただけます。

### ◆利用規約

モー子カード電子マネー利用規約はホームページからご確認いただけます。

# ◆利用者資金の保全方法について

(1)資金決済に関する法律14条1項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資金保全する ことが義務づけられています。

(2)資金決済に関する法律31条1項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された 発行保証金の範囲内において、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

- (3)発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発効保証金信託契約の別当社の利用者資金の保全方法は、次のとおりです。
  - ・金銭による供託
- (4)供託先
  - •静岡法務局浜松支局

# ◆不正取引により発生した損失の補償等の対応方針について

当社は、前払式支払手段の不正取引(前払式支払手段の保有者の意思に反して権限を有しない第三者の指図により行われた前払式支払い手段の利用を指します)により、前払式支払手段の保有者に生じた損失について、利用規約又は法令に基づき当社が責任を負う場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

### ◆不正取引の公表基準について

当社は、不正取引が発生した場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大(二次被害)を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。